

平成 29 年 1 月 5 日

東日本大震災復興支援委員会

原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会

—第 23 期第 4 回原子力発電の将来検討分科会資料—

委員長 春日文字

委員構成

第 22 期

委員長 大西 隆、副委員長 春日文字

池田眞朗、小森田秋夫、杉田 敦、樋口輝彦、山下俊一、米倉義晴、瀬戸皖一、安村誠司、大塚孝治、柴田徳思、石井正三、清水修二、渡邊 明

第 23 期

委員長 春日文字、副委員長 清水修二、幹事 池田眞朗、大塚孝治

小森田秋夫、杉田 敦、神谷研二、向井千秋、山下俊一、米倉義晴、大西 隆、伊香賀治、柴田徳思、樋口輝彦、安村誠司、石井正三、瀬戸皖一

『原子力発電所事故被災住民の二重の地位を考える小委員会』

委員長 小森田秋夫、副委員長 山川 充夫

小幡純子、白藤博行、池田眞朗、清水修二、岡田正則、人見 剛

設置期間

第 22 期 平成 26 年 4 月 10 日～平成 26 年 9 月 30 日

第 23 期 平成 26 年 10 月 23 日～平成 29 年 9 月 30 日

設置目的ならびに審議事項（第 22、23 期共通）

原子力発電所事故とそれにより放出された放射能による心身の健康への影響と、それを長期間、できるだけ正確に把握するための健康調査のあり方、そして国民が必要とする健康管理と医療の提供体制について、科学的な議論はまだ十分ではない。これらを調査・審議するために、本分科会を設置する。

○低線量放射線被ばくの健康影響に関する評価

○放射線影響並びに事故の影響の長期把握のための健康調査のあり方

○原発事故後の健康管理並びに医療体制のあり方

開催状況

第 22 期 平成 26 年 7 月 3 日以降 3 回開催

第 23 期 分科会：平成 27 年 2 月 16 日以降 6 回開催、小委員会：平成 27 年 4 月 29 日以降 5 回開催、平成 28 年 9 月 19 日シンポジウム開催

審議内容概要

第22期

○関係諸機関の活動や考え方についての聞き取りならびに情報整理（委員および参考人からの情報提供）

- 環境省東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議（環境省環境保健部放射線健康管理担当参事官室佐藤礼子参事官補佐）
- 福島県「県民健康調査」（福島県保健福祉部県民健康調査課小林弘幸課長、清水委員、安村委員）
- 日本医師会総合政策研究機構（石井委員）
- 原子力規制委員会：帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（春日）

第23期分科会

○関係諸機関の活動や考え方についての聞き取りならびに情報整理（委員および参考人からの情報提供）

- 福島県「県民健康調査」検討委員会座長 星北斗氏
 - 日本大学 野口邦和氏（放射化学・放射線防護学）
 - 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 本多環氏（教育支援）
 - 福島県立医科大学災害こころの医学講座 前田正治氏（心理社会的問題）
 - 原子力災害後の福島の健康状況（安村委員）
 - 福島県県民健康調査検討委員会中間とりまとめ（清水副委員長）
 - 小委員会の活動報告（小森田小委員会委員長）
- 『原子力発電所事故被災住民の二重の地位を考える小委員会』の設置（下記）
- 公開シンポジウムの共催（下記）

分科会での主な意見のテーマと内容（順不同、未分類）

- 一次データを含む調査データ・評価の目的と利活用、信頼について
- 分科会の役割、特に「低線量放射線被ばくの健康影響に関する評価」について
- 多様な意見・評価の整理、住民への説明
- 医療費、被災者手帳（個人データの保管機能 - 県民健康管理ファイルの配布、医療費等の制度的機能）
- 専門家の不在、構造的な問題
- 震災関連死（原発関連死）、避難の中長期の健康影響：避難者の死亡率、心に問題を抱える人の率が、岩手、宮城両県よりも高いことの分析、対応
- 県外に移動した人、自衛隊など事故直後に線量の高い地域にいた人、原発作業や除染作業に携わっている人への配慮

- 伝え方、寄り添い方、リテラシー、確率の受け止め方、ゆがめているものは
- 原発の是非と福島第一原発事故による放射線被曝の影響の有無や大小は区別して扱うべき
- 甲状腺がんについては、先行検査 3 年間の後、昨年から本格的検査が開始されているが、被曝と発がんとの因果関係についての結論を急がず、現行の 3 地域に分けての超音波検査を冷静に継続すべき
- 原発事故から 4 年が経過し、問題は多様化（良い経験を得た子どももいる／登校しぶり・不登校・反社会的行動）、深刻化（PTSD など）している
- 今後の支援として、従来の心のケア、医療・福祉にくわえて、教育の専門家による、「子どもがどのような課題を抱えているのか」を見極めた、一人ひとりの子どもに対する適切な場での適切な教育支援（個別化・専門化・継続化）が必要
- 親の判断と子どものあり方、避難したことによる子どもの実態についてもっと語られるべき、対策を立てる人たちが現状を数値として知るべき
- 爆発事故への近接遭遇と放射能への恐怖－PTSD、原爆の被害者と類似：不可視的、長期的かつ慢性的で常に不安をもたらす、自然災害とは異なりどこが被災地なのかわからない、被害実態の不明さ、自然災害では見られることのないスティグマの問題も - 自信喪失→罪責感を経て、セルフ・スティグマ、自己肯定感の低下も
- 母親には罪悪感、母親と子供の間での不安の循環、家族の分断、避難先コミュニティとの軋轢→家族への支援をセットで行うことが必要では
- 支援者の疲弊

第 23 期小委員会

『原子力発電所事故被災住民の二重の地位を考える小委員会』

設置目的ならびに審議事項

「被災者手帳」「二重の住民登録」という議論が前期より既になされている。小委員会では、健康管理上の課題を念頭に置きつつ、被災住民の「二重の地位」の立法的（法律改正の視点から）・行政的（今の制度での工夫）について検討する。

1. 被災住民の「二重の地位」の立法的・行政的可能性についての検討
2. 「二重の地位」と健康管理との関係についての検討

審議内容概要

○関係諸機関の活動や考え方についての聞き取りならびに情報整理

- 今井照氏（福島大学）および浪江町役場二本松事務所において聞き取り
- 東京都江東区東雲住宅において被災者から聞き取り

- 福島県庁において聴き取り
 - 総務省自治行政局市町村課からの聴き取り
- 小委員会としての検討
- 避難元住民登録モデルと避難先住民登録モデルにもとづく制度設計の検討
- シンポジウム開催（別添ポスター参照）

小委員会での検討

1. 原発事故との関連から見た被災住民の地位
 - 1) 追加的な放射線被曝の可能性のある者 → 健康管理と医療支援
 - ①住民：福島県民、他県民、②原発作業員 → 労働法上の対応
 - 2) 〈避難者〉 → 避難先における生活保障、避難元との繋がり、居住地についての選択
 - ①いわゆる「強制避難」者、②いわゆる「自主避難」者
 - 3) 〈被害者〉 → 損害賠償

本小委員会の課題は2)
2. 避難者の現状
 - 1) 広域性：県内避難と県外避難
 - 2) 長期性：「帰還」でも「移住」でもない「退避」（「帰還」か「移住」かの判断を当面留保する局面と、将来的に「帰還」する可能性を留保したうえで「移住」する局面、あるいは選択の変更）
 - 3) 多様性：場所、見通し（希望）、家族状態、抱えている問題とその時間的変化
 - 4) 状況の把握の困難：応急仮設住宅、友人・知人宅等 → 捕捉されていない避難者
3. 現行法（運用で改善できること、限界）
 - 1) 原発避難者特例法
 - 2) 子ども・被災者支援法
4. 「二重の地位」について
 - 1) 問題の位置づけ（親分科会と小委員会との関係）
 - 住所にかかわらない〈被曝者〉性と住所に着目した〈避難者〉性との重なりとズレ
 - 〈避難者〉が選択を行なう場合に考慮されうる制度的与件のひとつ
 - 2) 制度設計の射程
 - (1)福島第一原発事故避難者に限定した制度設計、(2)自然災害を含む一般的な制度設計
 - 3) 解決すべき具体的問題
 - (1)住所 (2)選挙権 (3)まちづくりへの参加 (4)租税 (5)公共サービス (6)健康管理・医療
5. 住民登録に焦点を当てた「二重の地位」についての諸モデル
 - A. 避難元住民登録モデル ← 原発避難者特例法上の「避難住民」
 - 避難先における地位の安定、避難元における権利行使の実質化（例えば選挙権）

- B. 避難先住民登録モデル ← 原発避難者特例法上の「特定住所移転者」
- ・避難先における「住民」としての一般サービス+「避難者」としての支援、・避難元とのつながりの維持（将来の帰還を含む／現居住住民との発言権の配分）

AとBは併存可能

C. 二重住民登録モデル

6. 今後の方向

- ・避難元と避難先との二重の繋がりを維持することを希望する避難者のために、新たな法的地位を制度化することを提案（〈アイデンティティ〉アプローチ）。
- ・A. 避難元住民登録モデルとB. 避難先住民登録モデルにもとづく制度設計の提案を中心とし、C. 「二重の住民登録」については言及にとどめる。

シンポジウム

平成28年9月19日、帝京大学板橋キャンパス

「原発事故被災長期避難住民の暮らしをどう再建するか

あれから5年半。暮らしと住まいの現状と新たな提言に向けて」

- ・参加者111名
- ・経済学、医学、社会学、法学の各分野から、長期化する被災民が抱える健康問題や生活不安について、現地でのヒアリングや統計調査に基づく報告
- ・平成29年3月末に予定される帰宅困難エリアを除く区域の非難指示のすべての解除に備えた対策について、各方面からの提言
- ・相馬地区の住民健康調査の結果からは、死亡率、がん死亡率には変化はないが、原発避難による住民減と構成員の変化でコミュニティが機能しなくなり、家族や地域で見守ってきた高齢者の健康が損なわれているという問題提起
- ・コミュニティ再生の取組みの事例紹介や、住民帰還に備えた法制度の提案、非常に活発な会場との質疑応答